

京都市告示第25号

京都市考古資料館条例第6条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市考古資料館の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市埋蔵文化財研究所	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1	1 考古資料の展示, 考古情報の提供に関する事。 2 考古資料館の清掃, 警備その他保守管理, 維持に関する事。 3 生涯学習に対応した講演会, 講座等に関する事。 4 学校等との連携に関する事。 5 京都市考古資料館条例施行規則に定める様式による用紙の作成及びその保管に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか, 考古資料館の管理運営に関し, 市長が必要と認める事項

(埋蔵文化財調査センター)